

葛飾区

葛飾区における精神保健福祉包括 ケアシステムの構築推進

葛飾区では、精神疾患や精神障害のある方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害に対応した地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

1 葛飾区の基礎情報

総人口	465079人（令和2年4月1日）
世帯数	237,862世帯（令和2年4月1日）
自立支援医療 受給者数	8,214人（平成30年度末）
精神保健福祉手 帳所得者数	2,201人（平成30年度末）

葛飾区は東京23区の北東端に位置し、東は千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は埼玉県八潮市、三郷市に接しています。

区の強みは、「柴又の寅さん」「こち亀の両さん」などに代表される昔ながらの人情味あふれた地域性があります。



基本情報

市町村数 (R2年4月時点)	1	市町村		
人口 (R2年4月時点)	465,079	人		
精神科病院の数 (R2年4月時点)	1	病院		
精神科病床数 (R2年4月時点)	209	床		
入院精神障害者数 (平成30年6月時点)	合計	587	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	128	人	
		21.8	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	135	人	
		23.0	%	
1年以上 (%:構成割合)		324	人	
		55.2	%	
	うち65歳未満	154	人	
	170	人		
退院率 (R●年●月時点)	入院後3か月時点		%	
	入院後6か月時点		%	
	入院後1年時点		%	
相談支援事業所数 (R2年4月時点)	基幹相談支援センター数	0	か所	
	一般相談支援事業所数	4	か所	
	特定相談支援事業所数	12	か所	
保健所数 (R2年4月時点)		1	か所	
(自立支援)協議会の開催頻度 (R1年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	2	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R2年4月時点)	障害保健福祉圏域	有・無	/	か所/障害圏域数
	市町村	有	1か所/1市町村	か所/市町村数

【区の施策の位置づけ】

1 葛飾区後期実施計画（平成31（2019）年度～2022年度）

- 葛飾区の後期実施計画で、「精神保健福祉包括ケアの推進」を新規事業として位置付けた。

2 第2次かつしか健康実現プラン（平成31（2019）年度～2023年度）

- 平成31年度に策定した「第2次かつしか健康実現プラン」（保健所の計画）では基本施策の一つに「こころの健康づくり」を挙げており、その中で精神疾患や精神障害のある方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるため、「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの実現を目指すこと」としている。

3 第5期葛飾区障害者福祉計画（平成30（2018）年度～2020年度）

- 平成30年度に策定した「第5期葛飾区障害者福祉計画」では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を保健・医療支援の重点的な取り組みとしている。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

その2

【精神保健福祉・障害者福祉の概要】

葛飾区では、精神保健福祉事業及び精神障害者の障害福祉サービス支給を保健所（健康部）が所管している。障害福祉サービスは、身体障害・知的障害は福祉部が、精神障害・難病患者については保健所（健康部）が支給決定している。

健康部（保健所）が実施している 精神保健福祉・障害福祉に関する事業	備考
保健師の地区活動として、精神疾患及び精神障害のある方及びその家族、地域への支援	保健所・保健センターで精神疾患・精神障害のある方の在宅療養支援・退院後支援を行っている
精神保健相談	
精神保健講演会	統合失調症の家族教室、依存症、発達障害等のテーマで実施
自主グループの支援	
自立支援医療の申請受付	
精神保健福祉手帳の申請受付	
障害福祉サービスの給付（精神障害・難病）	

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯 その1

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に示された、“入院医療中心から地域生活中心”という政策理念に基づく施策をより強力に推進し、精神障害者の一層の地域移行を地域において具体的な政策手段により実現していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が明記されました。

これを受けて、葛飾区では平成30年度より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、検討の場の設置、実態調査、多職種チームによる個別支援の構築等に取り組んできました。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯 その2

1 検討の場の設置

- 平成29年度までは検討の場として精神保健福祉関係会議を開催していたが、長期入院患者の支援を含め検討を目的にリニューアルし「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」を設置した。
- 長期入院患者の退院後支援体制を構築ための検討の場として「長期入院患者等支援検討部会」を立ち上げた。また措置入院患者が継続的に在宅生活を送るために、精神科を専門とする訪問看護ステーションとの連携を図ることを目的とした専門部会を立ち上げた。

2 長期入院患者等の調査実施

- 【平成30年度】
- 平成29年度葛飾区の長期入院患者は343名である。区では長期入院患者の実態把握のため平成30年10月に精神科病院を対象に調査を実施した。調査の結果、長期入院患者の入院が継続している要因等について、個別に具体的に確認し、支援体制について検討する必要があることがわかった。
- 【令和元年度】
- 医療機関と直接話し合うことで長期入院患者の具体的な状況を確認することができ、退院後支援の仕組みの方向性を検討することができた。

3 多職種チームによる精神保健福祉個別支援事業

- 多職種チームによる精神保健福祉個別支援事業を令和2年から開始するにあたり、令和元年度には事業の組み立てと人員要求を行った。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和元年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R1年度当初)	実績値 (R1年度末)	具体的な成果・効果
①措置入院患者等の退院後の医療継続に係る支援体制構築のための検討会の開催	2回	3回	措置入院患者の退院後支援に当たっては、庁内及び外部で検討を重ね、人員及び予算要求を行い、実施できる体制を構築した。
②入院中の精神障害者の退院促進のための検討会の開催	2回	1回	Covid-19感染拡大対策のため、部会を開催することはできなかったが、長期入院患者の退院後支援については、個別に医療機関と話し合いをする中で、課題整理をすることができた。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 1 保健センターは保健所に配置されており、保健センター保健師は地区担当制をとっている。
- 2 保健所・保健センターでは既に精神保健福祉法第23条の対象者の支援を行っている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
精神科医療機関入院患者の退院後支援体制の構築	①長期入院患者の退院後支援については医療機関と連携し、具体的に退院後支援を実施する。 ②措置入院等患者の退院後支援の強化	行政	①退院後支援のしくみを構築 ②相談支援体制の充実 ③関係機関との連携強化
		医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携
		その他関係機関・住民等	関係機関が連携し、地域の中で支援する
在宅療養者の支援体制の充実	①多職種チームによる精神保健福祉個別支援事業の開始 ②在宅療養者の支援体制の強化	行政	①在宅療養のしくみを構築 ②相談支援体制の充実 ③関係機関との連携強化
		医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携
		その他関係機関・住民等	関係機関が連携し、地域の中で支援する

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和2年度末)	見込んでいる成果・効果
①長期入院患者数	324人(H30年度)	313人	地域移行の推進
②精神保健福祉包括ケア推進協議会等の開催数	1回(R元年度)	3回	退院後支援や在宅療養体制の検討の促進

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R2年7月	広域アドバイザーとの打ち合わせ会開催	今年度の目標及びスケジュールを確認し、課題を抽出する。
R2年9月	①長期入院患者支援部会 ①在宅療養部会を開催	今年度の目標及びスケジュールを確認し、課題を抽出する。
R2年9月	精神科病院との打ち合わせ	令和元年度に調査した医療機関に連絡し、
R2年10月	グループホームの会と情報交換	区内のグループホームの打ち合わせ会に参加し、退院後支援、在宅療養支援について情報交換。
R2年9月～12月	長期入院患者の退院後支援を実施	医療機関と連携し、退院可能と判断される方の退院後支援を実施する。
R2年12月～1月	長期入院患者の退院後支援実施後の評価	退院後支援の課題、必要な要件などを評価する。
R3年1月	②長期入院患者支援部会 ②在宅療養部会を開催	今年度の活動について評価する。
R3年2月	精神保健福祉包括ケア推進協議会開催	今年度の活動を報告する。

モデル圏域から自治体全体への展開に向けた方針

自治体全体への展開に向けた方向性

- 1 長期入院患者の退院後支援体制の構築
- 2 措置入院等患者の退院後支援の強化
- 3 在宅療養者の支援の強化

<自治体全体への展開に向けた具体的な取組方針>

1年目(令和2年度)

- (1) 医療機関と連携し、長期入院患者の退院後支援の実施
- (2) 多職種チームによる精神保健福祉個別支援事業の実施(新規)
- (3) 体験型グループホーム・地域生活拠点の検討

2年目(令和3年度)

- (1) 長期入院患者の退院後支援の実施の評価と課題の抽出
- (2) 多職種チームによる精神保健福祉個別支援の実施
- (3) 体験型グループホーム・地域生活拠点の検討

3年目(令和4年度)

- (1) 長期入院患者の退院後支援体制の整備
- (2) 多職種チームによる精神保健福祉個別支援の実施
- (3) 体験型グループホーム・地域生活拠点の具体的検討

葛飾区

葛飾区における精神保健福祉包括 ケアシステムの構築推進

葛飾区では、精神疾患や精神障害のある方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害に対応した地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

1 葛飾区の基礎情報

総人口	465079人（令和2年4月1日）
世帯数	237,862世帯（令和2年4月1日）
自立支援医療 受給者数	8,214人（平成30年度末）
精神保健福祉手 帳所得者数	2,201人（平成30年度末）

葛飾区は東京23区の北東端に位置し、東は千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は埼玉県八潮市、三郷市に接しています。

区の強みは、「柴又の寅さん」「こち亀の両さん」などに代表される昔ながらの人情味あふれた地域性があります。



基本情報

市町村数 (R2年4月時点)	1	市町村		
人口 (R2年4月時点)	465,079	人		
精神科病院の数 (R2年4月時点)	1	病院		
精神科病床数 (R2年4月時点)	209	床		
入院精神障害者数 (平成30年6月時点)	合計	587	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	128	人	
		21.8	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	135	人	
		23.0	%	
1年以上 (%:構成割合)		324	人	
		55.2	%	
	うち65歳未満	154	人	
		170	人	
退院率 (R●年●月時点)	入院後3か月時点		%	
	入院後6か月時点		%	
	入院後1年時点		%	
相談支援事業所数 (R2年4月時点)	基幹相談支援センター数	0	か所	
	一般相談支援事業所数	4	か所	
	特定相談支援事業所数	12	か所	
保健所数 (R2年4月時点)		1	か所	
(自立支援)協議会の開催頻度 (R1年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	2	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R2年4月時点)	障害保健福祉圏域	有・無	/	か所/障害圏域数
	市町村	有	1か所/1市町村	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアの構築支援事業 実施前の課題・実施後の効果等

＜令和元年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R1年度当初)	実績値 (R1年度末)	具体的な成果・効果
①措置入院患者等の退院後の医療継続に係る支援体制構築のための検討会の開催	2回	3回	措置入院患者の退院後支援に当たっては、庁内及び外部で検討を重ね、人員及び予算要求を行い、実施できる体制を構築した。
②入院中の精神障害者の退院促進のための検討会の開催	2回	1回	Covid-19感染拡大対策のため、部会を開催することはできなかったが、長期入院患者の退院後支援については、個別に医療機関と話し合いをする中で、課題整理をすることができた。

5 圏域の強みと課題

【特徴(強み)】

- 1 保健センターは保健所に配置されており、保健センター保健師は地区担当制をとっている。
- 2 保健所・保健センターでは既に精神保健福祉法第23条の対象者の支援を行っている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
精神科医療機関入院患者の退院後支援体制の構築	①長期入院患者の退院後支援については医療機関と連携し、具体的に退院後支援を実施する。 ②措置入院等患者の退院後支援の強化	行政	①退院後支援のしくみを構築 ②相談支援体制の充実 ③関係機関との連携強化
		医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携
		その他関係機関・住民等	関係機関が連携し、地域の中で支援する
在宅療養者の支援体制の充実	①多職種チームによる精神保健福祉個別支援事業の開始 ②在宅療養者の支援体制の強化	行政	①在宅療養のしくみを構築 ②相談支援体制の充実 ③関係機関との連携強化
		医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携
		その他関係機関・住民等	関係機関が連携し、地域の中で支援する

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和2年度末)	見込んでいる成果・効果
①長期入院患者数	324人(H30年度)	313人	地域移行の推進
②精神保健福祉包括ケア推進協議会等の開催数	1回(R元年度)	3回	退院後支援や在宅療養体制の検討の促進

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される時期 (方向性判断の必要性が 考えられる時期)	実施する内容
Covid-19感染拡大に伴い、精神保健福祉包括ケア推進協議会を集合で開催することが困難になる可能性がある。		資料配布により、意見を集約する。